



救急の日&救急医療週間

1 毎年9月9日は救急の日

- ・「きゅうきゅう」の語呂合わせに由来して、9月9日は「救急の日」に制定されています。
- ・「救急の日」は救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められました。

2 救急医療週間

- ・令和6年9月8日～9月14日



救急車の適正利用にご協力をお願い致します！



令和5年中の川崎市内の救急出場件数は87,591件で、前年に比べ2,815件増加し、過去最多の出場件数となりました。救急搬送された方のうち入院を必要としない「軽症者」は37,671人となります。

救急車の適正な利用につきまして、御理解とご協力をお願いいたします。

川崎市ホームページには『川崎市救急受診ガイド』が掲載されています。「病院を受診した方がいいか?」「救急車を呼んだ方がいいか?」などと迷ったときは、ぜひご利用ください。

川崎市救急医療情報センター

川崎市救急医療情報センターでは、24時間体制で医療機関を紹介（歯科を除く。）しているほか、医療機関への交通手段がない場合にタクシーや民間救急車を案内する「サポート救急」という制度もありますので、こちらもご活用ください。

川崎市救急受診ガイドについてはこちら



川崎市救急医療情報センター

044-739-1919（オペレーターによる案内）
044-739-3399（コンピュータの音声ガイダンス）
※電話番号のお掛け間違いに御注意ください。
※タクシーや民間救急車の利用は有料になります。
※緊急性のある場合は、速やかに119番で救急車を要請してください。

サポート救急についてはこちら



川崎市救急医療情報センターについてはこちら



マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の実証事業について

川崎市消防局では9月6日から救急現場で、救急隊が搬送先医療機関の選定を行う際、マイナンバーカードを活用して、迅速化・円滑化を図るシステム構築に向けた実証事業を実施します。

マイナ救急についてはこちら



川崎消防団と一緒に活動してくれる仲間を募集しています

消防団員は、郷土愛の精神に基づき「災害から住民の生命、身体、財産を保護すること」を任務としています。（入団資格：区内に在住または勤務する18歳以上の方）
非常勤特別職の地方公務員として、年額・月額報酬、出勤報酬、退職報償金が支給されます。
気になる方はお気軽に、川崎消防署消防団・防災支援係まで。
インターネット申請もご利用いただけます。



掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119